

## 教育委員会定例会日程

令和4年（2022年）3月25日

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第8号

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則 (文化財課)

5 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (その14)

(資料1 教育部・文化部)

(2) 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の小田原市の結果について

(資料2 教育指導課)

6 議事

日程第2

議案第9号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)

日程第3

議案第10号

小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について (教育総務課)

日程第4

議案第11号

小田原市新しい学校づくり推進基本方針について (諮問) について (教育総務課)

日程第5

議案第12号

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)

日程第6

議案第13号

社会教育主事の任命について (教育総務課)

7 その他

令和3年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について【資料配布のみ】

(資料3 教育総務課)

8 閉 会

議案第 8 号

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則について

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐



## 史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則（平成25年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「史跡小田原城跡保存活用計画策定部会」を「史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会」に改め、同条第2項中「史跡小田原城跡保存活用計画の策定」を「史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備」に改め、同条第4項中「9人」を「5人」に改める。

### **附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則

[改正理由]

史跡小田原城跡調査・整備委員会に、史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会を設置する等のため改正する。

[内 容]

1 史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会の設置（第6条関係）

史跡小田原城跡調査・整備委員会に、史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会を置くこととし、部会の運営について必要な事項を定めることとする。

2 史跡小田原城跡保存活用計画策定部会の廃止（第6条関係）

史跡小田原城跡保存活用計画策定部会を廃止することとする。

[適 用]

令和 4 年 4 月 1 日

## 史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○史跡小田原城跡調査・整備委員会規則（平成25年小田原市教委規則第3号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(部会)</p> <p><b>第6条</b> 委員会に、<u>史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会</u>（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>2 部会が処理する事項は、委員会の所掌事務のうち、<u>史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備</u>に関する事項とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 部会員の数は、<u>5人</u>以内とする。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(部会)</p> <p><b>第6条</b> 委員会に、<u>史跡小田原城跡保存活用計画策定部会</u>（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>2 部会が処理する事項は、委員会の所掌事務のうち、<u>史跡小田原城跡保存活用計画の策定</u>に関する事項とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 部会員の数は、<u>9人</u>以内とする。</p> <p>5～7 (略)</p>

**新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その 14）**  
**（令和 4 年 3 月 25 日時点）**

**1 学級閉鎖・学年閉鎖・学校（園）閉鎖（令和 4 年 3 月 25 日 9 時時点）の状況**

(1) 令和 4 年 1 月 11 日（火）からの冬季休業明けの学校（園）再開以降の状況

ア 小田原市立学校の学級閉鎖

【実施中】	【累計】
市立小学校 1 校（1 学級）	25 校（118 学級）
市立中学校 1 校（1 学級）	11 校（41 学級）
市立幼稚園 なし	1 園（1 学級）

イ 学年閉鎖

【実施中】	【累計】
市立小学校 1 校（1 学年）	19 校（25 学年、37 学級）
市立中学校 なし	4 校（4 学年、8 学級）
市立幼稚園 なし	

ウ 学校（園）閉鎖

【実施中】	【累計】
市立小学校 なし	10 校
市立中学校 なし	1 校
市立幼稚園 なし	1 園

※累計の校数は、実施実績のある学校数。

※令和 4 年 1 月以降に感染した児童・生徒については、無症状、軽症。

**2 まん延防止等重点措置区域への延長に伴う措置**

(1) 令和 4 年 3 月 6 日までを期間とする「まん延防止等重点措置」が 3 月 21 日（月）まで延長されることとなったため、学校（園）宛て、改めて感染症対策の再確認と徹底を依頼した。

(2) その他の措置（令和 4 年 3 月 4 日通知）

- ・ **放課後児童クラブ** 開所を継続する。ただし、学級閉鎖等に該当する児童は、閉鎖を決めた日から終了までの期間は利用不可とする。また、同一クラブ室において直近 3 日間の陽性者が 2 人以上確認された場合は、学校への登校及びクラブの利用の自粛を求める。

登校自粛を求めた児童数（累計） 386 人（令和 4 年 3 月 25 日時点）

**3 施設の利用状況（令和 4 年 3 月 25 日現在）**

まん延防止等重点措置（令和 4 年 1 月 21 日以降）に伴う市有施設については、適切な感染予防対策を実施することを前提に、使用を継続する。

## 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の小田原市の結果について

### 1 調査の目的

- (1) 子供の体力・運動能力等の状況に鑑み、国が全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、各国公立学校が全国的な状況との関係において自らの子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3) 各国公立学校が各児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。

### 2 調査対象：小学校第5学年、中学校第2学年

### 3 調査事項および内容

- (1) 実技調査…新体力テスト（8種目）
  - ①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび ⑤20mシャトルラン（または持久走：中学校）
  - ⑥50m走 ⑦立ち幅とび ⑧ボール投げ（小学校：ソフトボール、中学校：ハンドボール）
- (2) 児童生徒に対する質問紙調査…運動習慣・生活習慣等に関する項目
- (3) 学校に対する質問紙調査…子供の体力向上に係る取組等に関する項目

### 4 調査実施日

- (1) 実技調査…令和3年4月～令和3年7月
- (2) 質問紙調査（児童生徒用、学校用）…令和3年7月

### 5 実技調査の結果

- (1) 体力合計点（平均）の経年比較

	小学校第5学年						中学校第2学年					
	男子			女子			男子			女子		
	市	県	全国	市	県	全国	市	県	全国	市	県	全国
R3	52.14	52.41	52.52	54.60	53.62	54.64	39.77	40.31	41.18	45.97	46.56	48.56
R2	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止											
R1	53.66	53.17	53.61	54.84	54.25	55.59	43.65	41.71	41.69	50.74	49.66	50.22
H30	54.47	53.68	54.21	55.96	54.61	55.90	41.72	40.82	42.32	49.99	48.23	50.61
H29	53.90	53.41	54.16	54.50	54.34	55.72	41.59	40.62	42.11	48.13	47.82	49.97
H28	54.58	52.92	53.92	55.65	53.69	55.54	41.56	40.14	42.13	47.61	46.89	49.56

※体力合計点：8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した合計点

## (2) 判定分布の経年比較 (男女平均値)

(単位：%)

小学校 第5学年	A (65～80)	B (58～64)	C (50～57)	D (42～49)	E (41以下)	D・E 合計
<b>R3</b>	<b>10.3</b>	<b>22.8</b>	<b>33.0</b>	<b>22.4</b>	<b>11.6</b>	<b>34.0</b>
(R3全国)	9.9	22.0	33.0	23.2	11.9	35.1
R1	12.4	25.5	33.4	20.1	8.6	28.7
H30	14.0	27.7	34.1	17.9	6.3	24.2
H29	11.5	27.0	32.2	21.2	8.0	25.9
H28	14.8	26.7	34.0	17.4	7.1	24.5

中学校 第2学年	A (57～80)	B (47～56)	C (37～46)	D (27～36)	E (41以下)	D・E 合計
<b>R3</b>	<b>7.1</b>	<b>22.6</b>	<b>32.9</b>	<b>25.4</b>	<b>12.1</b>	<b>37.5</b>
(R3全国)	5.8	18.3	31.5	27.4	17.2	44.6
R1	21.4	32.0	30.1	11.9	4.6	16.5
H30	19.4	29.5	30.3	16.0	4.8	20.8
H29	18.1	25.6	31.7	19.6	5.2	24.8
H28	15.2	26.8	34.8	18.0	5.3	23.3

※判定基準：8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した合計点を、括弧（ ）の基準によりAからEの5段階で判定する。

※四捨五入した元データ値（スポーツ庁集計データ）を用いて男女平均値を小数第2位で四捨五入していることから、A～Eの百分率の値の総和が100にならない場合があります。

○令和元年3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた児童生徒の体力テストの結果は、全国的に低下しました。小田原市の児童生徒も全国的な傾向と同様、体力合計点では最近の記録を下回る結果となりました。また、平成30年度小学5年生当時、男女ともに全国平均を上回っていた令和3年度中学2年生の結果が全国平均を下回る結果となったことは大きな特徴であり、引き続きコロナ禍で一定期間の運動機会が喪失してしまったことによる児童生徒の体力への影響についての検証・分析をしていく必要があると考えています。

○体力判定分布（AからEの5段階判定）については、運動を苦手とする児童生徒（D・E判定の合計）は、過去の結果との比較では低下しているものの、令和3年度全国平均との比較では、良好な結果となりました。これは、日頃の体育授業から「運動が苦手」または「得意ではないと感じている児童生徒」に対して技能習得や体力の向上を重視するのではなく、楽しみながら運動・スポーツに触れさせるよう授業計画や評価を工夫して取り組んでいる成果として表れているものと捉えています。

○コロナ禍にあっても、身体的な距離を確保しつつ運動特性に触れることができる、非接触でも楽しめるルールに工夫するなど、感染対策を講じながら児童生徒が身体を動かすことに楽しみや喜びを感じることを重視した授業実践が市立小中学校から報告されています。

## (3) 種目ごとの平均値

\*T得点:全国平均値を50点とした時の相対的な得点を示すもの

(全国比+は下線あり)

小学校5年生	男子				女子			
	小田原市	神奈川県	全国	T得点	小田原市	神奈川県	全国	T得点
握力(kg)	<u>16.25</u>	16.72	16.22	<u>50.1</u>	<u>16.41</u>	16.48	16.09	<u>50.8</u>
上体起こし(回)	<u>18.98</u>	18.96	18.90	<u>50.1</u>	<u>18.86</u>	17.97	18.08	<u>51.5</u>
長座体前屈(cm)	<u>35.87</u>	34.91	33.48	<u>52.7</u>	<u>40.51</u>	38.96	37.90	<u>52.9</u>
反復横とび(点)	39.79	38.76	40.35	49.3	37.98	36.50	38.72	49.0
20mシャトルラン(回)	44.23	43.99	46.83	48.8	35.34	33.90	38.15	48.3
50m走(秒)	9.52	9.44	9.45	49.4	<u>9.63</u>	9.66	9.64	<u>50.2</u>
立ち幅とび(cm)	144.92	150.81	151.41	47.2	139.89	143.57	145.18	47.6
ソフトボール投げ(m)	20.43	20.01	20.58	49.8	<u>13.40</u>	12.81	13.30	<u>50.2</u>
体力合計点(点)	52.14	52.41	52.52	49.6	54.60	53.62	54.64	50.0

○令和元年度の記録と比較して種目ごとの記録は全体的に低下していますが、コロナ禍によって運動機会が減少しても、その影響を受けにくい握力、長座体前屈の記録は向上しました。

令和2年度は、学校再開からしばらくの間、体育学習でも児童同士の身体的距離を確保した中でストレッチ体操や体づくり運動など個人で活動することを中心とした種目・領域を実施いただくとともに、呼吸が激しくなる運動や身体接触を伴う種目は避けるといった感染対策を各学校で徹底していたことによる影響ではないかと推察しています。

中学校2年生	男子				女子			
	小田原市	神奈川県	全国	T得点	小田原市	神奈川県	全国	T得点
握力(kg)	28.57	28.71	28.80	49.7	23.08	23.15	23.43	49.3
上体起こし(回)	25.70	25.52	25.99	49.5	21.63	21.29	22.32	48.8
長座体前屈(cm)	<u>44.30</u>	43.12	43.67	<u>50.6</u>	45.17	45.46	46.20	49.0
反復横とび(点)	48.73	49.61	51.19	47.1	43.65	44.62	46.25	46.3
持久走(秒) <small>一部のみ実施</small>	424.28	409.44	406.38	47.5	317.53	305.03	297.62	45.7
20mシャトルラン(回)	<u>80.36</u>	77.96	79.88	<u>50.2</u>	52.85	50.69	54.24	49.3
50m走(秒)	<u>7.94</u>	7.98	8.01	<u>50.8</u>	<u>8.86</u>	8.88	8.88	<u>50.1</u>
立ち幅とび(cm)	194.02	195.07	196.36	49.2	163.58	165.15	168.15	48.2
ハンドボール投げ(m)	<u>21.34</u>	19.94	20.31	<u>51.8</u>	<u>13.23</u>	12.22	12.72	<u>51.2</u>
体力合計点(点)	39.77	40.31	41.18	48.7	45.97	46.56	48.56	47.7

○令和元年度の記録と比較すると全ての種目で記録が低下しました。中学生にとって、体力と部活動との相関は大きいものです。中学校2年生は、中学校入学の令和2年度当所からしばらくの間(4・5月)、臨時休業となり部活動を中止しなければならない期間がありました。その後も、緊急事態宣言の発出等により、活動内容の制限や対外試合等を禁止する期間があり、このことが体力低下につながった大きな要因であると考えています。

○「ハンドボール投げ」は、男女ともに全国平均を上回る結果となりました。コロナ禍での体育授業は、比較的感染リスクの少ない屋外種目、非接触型の種目を実施する傾向にあり、新たにソフトボール・ハンドボールを取り入れた学校が複数あったことなどが影響していると推察されます。

## 6 質問紙調査の結果

(1) 児童生徒質問紙調査の結果から

(単位：%)

小学校第5学年	回答	男子		女子	
		小田原市	全国	小田原市	全国
運動が好き	好き・やや好き	90.9	91.0	84.0	83.7
体育の授業は楽しい	楽しい・やや楽しい	93.9	93.8	90.9	89.2
運動は大切である	大切・やや大切	93.1	92.7	91.1	90.1
体育の授業以外の運動時間	1週間の総時間(分)	568.3	520.1	345.9	332.3
平日、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見る時間	3時間以上	50.3	41.4	42.8	34.0
	うち、5時間以上	20.8	16.0	14.6	11.5
できないことができるようになったきっかけ(複数回答可)					
・授業中先生に個別にコツやポイントを教わった		46.5	42.5	42.1	39.7
・授業中に自分で工夫した		39.4	35.0	35.5	32.5
・先生や友達のまねをしてみた		48.8	44.7	53.0	53.8
・友達に教えてもらった		52.8	46.0	61.2	58.6
・授業中に自分の動きを動画で見た		9.4	8.5	13.2	9.0

中学校第2学年	回答	男子		女子	
		小田原市	全国	小田原市	全国
運動が好き	好き・やや好き	87.6	87.5	73.1	75.5
保健体育の授業は楽しい	楽しい・やや楽しい	91.8	90.1	83.4	83.0
運動は大切である	大切・やや大切	92.9	93.2	89.0	89.4
体育の授業以外の運動時間(部活動の時間を含む)	1週間の総時間(分)	777.2	724.0	590.7	516.4
平日、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見る時間	3時間以上	53.4	43.8	47.7	42.0
	うち、5時間以上	18.0	14.9	16.4	13.6
できないことができるようになったきっかけ(複数回答可)					
・授業中先生に個別にコツやポイントを教わった		45.7	38.5	48.4	41.7
・授業中に自分で工夫した		46.5	40.5	36.7	35.3
・先生や友達のまねをしてみた		47.8	46.6	50.0	54.5
・友達に教えてもらった		53.7	51.0	64.6	64.2
・授業中に自分の動きを動画で見た		9.1	5.9	11.6	7.9

- 「運動が好き」と回答した校種別男女別合計値は、全国比(-2.1)ポイントでしたが、「体育/保健体育の授業が楽しい」と回答した校種別男女別合計値は、全国比(+3.9)ポイントとなりました。体育/保健体育の授業が楽しいと感じている児童生徒の割合が高いことは本市の特長であり、日ごろの体育学習が児童生徒にとって充実したものとなっていると捉えています。
- 体育/保健体育の授業では、児童生徒が自分で目標を立てるなど学習の見通しを持つことで、それまでに獲得している知識や技能をいかして自分で工夫する、仲間と協力して課題を解決したりしようとする態度を身に付けています。「できないことができるようになったきっかけ」のポイントは全国と比較して高くなっており、運動を苦手と感じている児童生徒にとって効果的な授業であることがわかります。
- テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン等の画面の視聴時間は、小中学校とも全国平均を大きく上回っています。対象となる全ての児童生徒の約半数が、平日3時間以上を視聴時間に充てています。全ての児童生徒の運動機会を確保することができる学校体育は、運動・スポーツを通じた健康づくりの視点からも大きな役割を担っていると考えており、今後も一層の体育学習の充実に努めます。

## (2) 学校質問紙調査の結果から

(単位：%)

小学校・中学校	回答	小学校		中学校	
		小田原市	全国	小田原市	全国
体育授業について					
目標を児童生徒に示す	いつも取り入れている	52.0	43.9	100.0	67.4
学習したことをふり返る活動	いつも取り入れている	52.0	32.5	70.0	53.7
児童生徒が助け合い、役割を果たす	いつも取り入れている	40.0	36.5	60.0	46.3
児童生徒同士で話し合う活動	全ての学年で取り入れている	40.0	59.1	100.0	88.1
授業中のICTの活用状況	動きを撮影	84.0	79.7	100.0	79.9
	試合の様子を撮影	32.0	26.8	40.0	27.1
	以前の動きとの比較	44.0	50.9	50.0	43.0
体育/保健体育授業で、努力を要する児童・生徒に対する取組					
・授業中にコツやポイントを重点的に教える		76.0	90.0	90.0	87.6
・授業中に自ら工夫させる		64.0	44.0	30.0	41.3
・適切な場やルールを提示する		92.0	76.0	80.0	71.3
・友達同士での教え合いを促す		96.0	84.4	100.0	82.9
・授業中に自分の動きを映像で見る		64.0	43.4	60.0	40.7
学校全体で体力・運動能力の向上に係る取組					
体力・運動能力の向上に係る取組	行った（一部学年を含む）	60.0	79.4	60.0	50.7

- 小中学校の体育学習では、児童生徒一人ひとりが運動の意味を実感し、進んで運動に親しむ態度や粘り強く取り組む態度や生涯にわたって運動に親しもうとする態度の育成を目指しています。このため、全ての小中学校で、児童生徒が自らの学習の見通し（目標）を持つことや学習したことをふり返る活動を重視し、学習計画や発達段階に応じて適時適切に取り組んでいます。
- ICTは、合理的・科学的に課題を解決する力の育成に大きな期待ができます。撮影した自分の動きを観て、次々に新たな目標を設定しながら学習を進めていくなど、児童生徒が主体的に学習に取り組むためのツールとして大変有効であり、体育学習においてもICTを活用した学習課題や活用場面についてより一層の工夫・改善をしていく必要があると考えています。
- 学校全体で体力・運動能力の向上に係る取組を実施した学校は、小中学校ともに60%でした。コロナ禍で異学年が交流することや一堂に会する機会を設定できないなどの制約があり実施率が低調であったと推測されます。令和4年度も「生涯を通じて運動やスポーツに取り組む資質や能力の育成」を教育指導の重点の一つとして、体力向上を目指して取組を推進します。

## 7 今後の主な取組

### <各学校において>

- 運動・スポーツを通じた健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度を育むことを教育指導の重点の一つにしていきます。
- 「新体力テスト」等により、児童生徒の体力・運動能力の現状を把握し、その結果を体育・スポーツ活動等の指導に活用していきます。
- 体育/保健体育の学習において、児童生徒の主体性を高める工夫に努めるとともに、運動・スポーツが苦手と感じている児童生徒への指導・支援について工夫・改善していきます。

### <市教育委員会において>

- 体力・運動能力向上指導員やオリンピック・パラリンピアン等の著名なアスリートを小中学校へ派遣するなど、児童生徒の体力・運動能力や運動に対する関心・意欲を高める取組を推進します。
- ICTを活用した学習指導の工夫改善が図れるよう、教員対象の学習会や研究会を開催していきます。
- 児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた情報提供に努めます。

議案第 9 号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正  
する規則について

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する  
規則について、議決を求める。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 柳下 正祐



小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正  
する規則

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条教育部学校安全課の事務分掌(5)中「及び計画」を「、計画及び運営」に改め、同課の事務分掌中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とする。

#### **附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

## [改正理由]

学校給食の公会計化に伴い、教育部学校安全課の事務分掌の整備を行うため改正する。

## [内 容]

教育部学校安全課の事務分掌を次のように変更することとする。（第3条関係）

改 正 後	改 正 前
(1) 学校給食の指導、計画及び運営に関すること。 (2) 削除	(1) 学校給食の指導及び計画に関すること。 (2) 学校給食会に関すること。

## [適 用]

令和 4 年 4 月 1 日

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則  
 新旧対照条文

○小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第1号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（事務分掌）</p> <p><b>第3条</b> 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>学校安全課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校給食の指導、<u>計画及び運営</u>に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>	<p>（事務分掌）</p> <p><b>第3条</b> 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>学校安全課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校給食の指導及び<u>計画</u>に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 小田原市学校給食会に関すること。</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p>

議案第10号

小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について

小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について、議決を求める。

令和4年3月25日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐



## 小田原市新しい学校づくり検討委員会 委員名簿（案）

任 期 令和4年（2022年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	内 山 絵美子	小田原短期大学保育学科 専任講師
学識経験者	遠 藤 新	工学院大学建築学部 教授
学識経験者	齊 藤 修 一	（一財）八三財団 代表理事
学識経験者	柳 澤 要	千葉大学大学院工学研究院 教授
住民組織の役員	木 村 秀 昭	小田原市自治会総連合 会長
児童及び生徒の保護者等を代表する者	渡 邊 庸 子	小田原市P T A連絡協議会 幹事
市立小学校の校長	菴 原 晃	小田原市立千代小学校 校長
市立中学校の校長	稲 毛 真 弓	小田原市立白鷗中学校 校長
公募市民	木 村 元 彦	
公募市民	山 本 加 世	

※委員は敬称略。

議案第 11 号

小田原市新しい学校づくり推進基本方針について（諮問）について

小田原市新しい学校づくり推進基本方針について（諮問）について、議決を求める。

令和 4 年 3 月 25 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐



教 総 第 号

令和 年 ( 年 ) 月 日

小田原市新しい学校づくり検討委員会 委員長様

小田原市教育委員会

小田原市新しい学校づくり推進基本方針について (諮問)

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項 小田原市新しい学校づくり推進基本方針について
- 2 諮問事由

本市の学校教育の在り方を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置や子供たちにとって望ましい教育環境の基本的な考え方を示す小田原市新しい学校づくり推進基本方針について諮問する。

議案第 12 号

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 4 年 3 月 25 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 柳下 正祐



## 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成27年小田原市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「設置学校」を「協議会」に改める。

第8条の見出しを「（指導、助言等）」に改め、同条中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 教育委員会及び設置学校の校長は、協議会が適切に合意形成を図ることができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

別表小田原市立国府津小学校の項を削り、同表に次のように加える。

小田原市立城南中学校	城南中学校学校運営協議会
小田原市立酒匂中学校	酒匂中学校学校運営協議会
小田原市立国府津小学校及び小田原市立国府津中学校	国府津地区学校運営協議会

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

## 〔改正理由〕

国府津地区学校運営協議会を設置する等のため改正する。

## 〔内 容〕

## 1 学校運営協議会への情報提供（第8条関係）

教育委員会及び設置学校の校長は、学校運営協議会が適切に合意形成を図ることができるよう必要な情報提供に努めなければならないこととする。

## 2 学校運営協議会の設置（別表関係）

次のように学校運営協議会を設置することとする。

学 校 名	協 議 会 の 名 称
小田原市立城南中学校	城南中学校学校運営協議会
小田原市立酒匂中学校	酒匂中学校学校運営協議会
小田原市立国府津小学校及び小田原市立国府津中学校	国府津地区学校運営協議会

## 3 学校運営協議会の廃止（別表関係）

2による国府津地区学校運営協議会の設置に伴い、国府津小学校学校運営協議会を廃止することとする。

## 〔適 用〕

令和 4 年 4 月 1 日

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成27年小田原市教育委員会規則第14号）  
（抄）

改 正 後	改 正 前																				
<p>（委員）</p> <p><b>第5条</b> 協議会の委員（以下「委員」という。）は、<u>協議会ごとに15人以内とする。</u></p> <p>2～5 （略）</p> <p><u>（指導、助言等）</u></p> <p><b>第8条</b> 教育委員会は、協議会に対し、当該協議会の適正な運営を図るため、必要な指導及び助言を行う<u>ものとする。</u></p> <p><u>2 教育委員会及び設置学校の校長は、協議会が適切に合意形成を図ることができるよう必要な情報提供に努めなければならない。</u></p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">協議会の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小田原市立三の丸小学校</td> <td>三の丸小学校学校運営協議会</td> </tr> <tr> <td>小田原市立新玉小学校</td> <td>新玉小学校学校運営協議会</td> </tr> <tr> <td>小田原市立足柄小学校</td> <td>足柄小学校学校運営協議会</td> </tr> <tr> <td>小田原市立芦子小学校</td> <td>芦子小学校学校運営協議会</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	協議会の名称	小田原市立三の丸小学校	三の丸小学校学校運営協議会	小田原市立新玉小学校	新玉小学校学校運営協議会	小田原市立足柄小学校	足柄小学校学校運営協議会	小田原市立芦子小学校	芦子小学校学校運営協議会	<p>（委員）</p> <p><b>第5条</b> 協議会の委員（以下「委員」という。）は、<u>設置学校ごとに15人以内とする。</u></p> <p>2～5 （略）</p> <p><u>（指導及び助言）</u></p> <p><b>第8条</b> 教育委員会は、協議会に対し、当該協議会の適正な運営を図るため、必要な指導及び助言を行う<u>ことができる。</u></p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">協議会の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小田原市立三の丸小学校</td> <td>三の丸小学校学校運営協議会</td> </tr> <tr> <td>小田原市立新玉小学校</td> <td>新玉小学校学校運営協議会</td> </tr> <tr> <td>小田原市立足柄小学校</td> <td>足柄小学校学校運営協議会</td> </tr> <tr> <td>小田原市立芦子小学校</td> <td>芦子小学校学校運営協議会</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	協議会の名称	小田原市立三の丸小学校	三の丸小学校学校運営協議会	小田原市立新玉小学校	新玉小学校学校運営協議会	小田原市立足柄小学校	足柄小学校学校運営協議会	小田原市立芦子小学校	芦子小学校学校運営協議会
学校名	協議会の名称																				
小田原市立三の丸小学校	三の丸小学校学校運営協議会																				
小田原市立新玉小学校	新玉小学校学校運営協議会																				
小田原市立足柄小学校	足柄小学校学校運営協議会																				
小田原市立芦子小学校	芦子小学校学校運営協議会																				
学校名	協議会の名称																				
小田原市立三の丸小学校	三の丸小学校学校運営協議会																				
小田原市立新玉小学校	新玉小学校学校運営協議会																				
小田原市立足柄小学校	足柄小学校学校運営協議会																				
小田原市立芦子小学校	芦子小学校学校運営協議会																				

小田原市立大窪小学校	大窪小学校学校運営協議会	小田原市立大窪小学校	大窪小学校学校運営協議会
小田原市立早川小学校	早川小学校学校運営協議会	小田原市立早川小学校	早川小学校学校運営協議会
小田原市立山王小学校	山王小学校学校運営協議会	小田原市立山王小学校	山王小学校学校運営協議会
小田原市立久野小学校	久野小学校学校運営協議会	小田原市立久野小学校	久野小学校学校運営協議会
小田原市立富水小学校	富水小学校学校運営協議会	小田原市立富水小学校	富水小学校学校運営協議会
小田原市立町田小学校	町田小学校学校運営協議会	小田原市立町田小学校	町田小学校学校運営協議会
小田原市立下府中小学校	下府中小学校学校運営協議会	小田原市立下府中小学校	下府中小学校学校運営協議会
小田原市立桜井小学校	桜井小学校学校運営協議会	小田原市立桜井小学校	桜井小学校学校運営協議会
小田原市立千代小学校	千代小学校学校運営協議会	小田原市立千代小学校	千代小学校学校運営協議会
小田原市立下曾我小学校	下曾我小学校学校運営協議会	小田原市立下曾我小学校	下曾我小学校学校運営協議会
小田原市立酒匂小学校	酒匂小学校学校運営協議会	小田原市立国府津小学校	国府津小学校学校運営協議会
小田原市立片浦小学校	片浦小学校学校運営協議会	小田原市立酒匂小学校	酒匂小学校学校運営協議会
小田原市立曾我小学	曾我小学校学校運営	小田原市立片浦小学	片浦小学校学校運営

校	協議会
小田原市立東富水小学校	東富水小学校学校運営協議会
小田原市立前羽小学校	前羽小学校学校運営協議会
小田原市立下中小学校	下中小学校学校運営協議会
小田原市立矢作小学校	矢作小学校学校運営協議会
小田原市立報徳小学校	報徳小学校学校運営協議会
小田原市立豊川小学校	豊川小学校学校運営協議会
小田原市立富士見小学校	富士見小学校学校運営協議会
小田原市立城山中学校	城山中学校学校運営協議会
<u>小田原市立城南中学校</u>	<u>城南中学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立酒匂中学校</u>	<u>酒匂中学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立国府津小学校及び小田原市立国府津中学校</u>	<u>国府津地区学校運営協議会</u>

校	協議会
小田原市立曾我小学校	曾我小学校学校運営協議会
小田原市立東富水小学校	東富水小学校学校運営協議会
小田原市立前羽小学校	前羽小学校学校運営協議会
小田原市立下中小学校	下中小学校学校運営協議会
小田原市立矢作小学校	矢作小学校学校運営協議会
小田原市立報徳小学校	報徳小学校学校運営協議会
小田原市立豊川小学校	豊川小学校学校運営協議会
小田原市立富士見小学校	富士見小学校学校運営協議会
小田原市立城山中学校	城山中学校学校運営協議会



令和 04.3.22

小田原市教育委員会 様

令和4年(2022)3月17日

小田原市立城南中学校

校長 加藤直樹



### 小田原市学校運営協議会設置について(依頼)

小田原市立城南中学校は、小田原市学校運営協議会を次のとおり設置したいことから、設置について依頼します。

#### 1 学校運営協議会設置のねらい

地域住民、保護者の学校運営への参画を促進し、信頼される学校づくりに取り組む。

#### 2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

○ 学校運営協議会を中核として学校と地域住民・保護者が情報を共有し、共通した目標に向かって連携した取組を進める。

○ 生徒の幸せやよりよい成長をめざし、学校が保護者や地域住民のためにできること、保護者や地域住民が学校のためにできることは何かという双方向を意識した仕組みを構築する。

○ 開かれた学校づくりに向けた学校公開と教育活動の理解を進める発信。

そのことにより地域、保護者から学校に対する具体的な評価をもらい、学校改善の一助とする。



令和4年(2022年)3月22日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立酒匂中学校

校長名 高松 宗



### 小田原市学校運営協議会設置について(依頼)

小田原市立酒匂中学校は、小田原市学校運営協議会を次のとおり設置したいことから、設置について依頼します。

#### 1 学校運営協議会設置のねらい

保護者や地域住民の一定の権限と責任を持った参画により、より質の高い学校運営の実現に向け、ニーズの把握と連携を深める。

地域全体の活性化を図るために、学校・家庭・地域社会が一体となり、地域の教育資源や人材活用を通して特色ある学校づくりを進める。

#### 2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

学校運営の改善を図るために実施する生徒による学校評価・授業評価、保護者による学校評価の資料をもとに、学校運営に対する意見を交換し、課題や改善点について協議する。

スクールボランティアや・地域人材の活用の充実を図り、生徒の学習支援をはじめ様々な教育活動を支援し、地域社会と協働的な学校づくりを図る。



令和4年(2022年)3月18日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立国府津中学校

校長名 市川 嘉裕



### 小田原市学校運営協議会設置について(依頼)

小田原市立国府津中学校は、小田原市学校運営協議会を次のとおり設置したいことから、設置について依頼します。

#### 1 学校運営協議会設置のねらい

保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、質の高い学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域社会が一体となったより良い教育活動の実現に取り組む。

#### 2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

- ①小田原市内で唯一の一小一中の利点を生かし、小田原市立国府津小学校と同一の構成メンバーによる合同での開催とする。
- ②保護者・児童・生徒による学校評価、児童・生徒による授業評価、教師による学校評価を資料とし、学校運営協議会において課題や改善点を協議する。

議案第 13 号

社会教育主事の任命について

社会教育主事の任命について、議決を求める。

令和 4 年 3 月 25 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐



## 社会教育主事の任命について

### 【任命】

氏名	所属	職名	発令年月日
遠藤 倫子	生涯学習課	副課長	令和4年4月1日
小澤 克之	生涯学習課	主任	令和4年4月1日

### 【解任】 ※令和4年4月1日付け人事異動により解任

氏名	所属	職名	発令年月日
			解任年月日
八田 善幸	生涯学習課	生涯学習係長	令和2年4月1日
			令和4年3月31日
砂原 くりこ	生涯学習課	主査	平成28年4月1日
			令和4年3月31日

### 《参考》

#### ○社会教育法（一部抜粋）

（社会教育主事の職務）

**第9条の3** 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

（社会教育主事の資格）

**第9条の4** 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

(1) 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあった期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあった期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体を実施する社会教育に関する事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

(2) 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

(3) 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

(4) 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

令和3年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について  
(令和4年3月教育委員会定例会報告分)

資料3

※意見は、各委員の意見の要旨を事務局で集約・編集したもの。

※進捗状況は、「完了」「着手済」「未着手」「検討中」「対応予定なし」から選択。

- 完了→意見に沿った対応が既に行われている時、理由等欄に記載した理由等により、当面、現状の取組以上の対応を想定していない場合などに選択。
- 着手済→意見に対して対応に着手したとき、意見に沿った対応が既に行われているが、十分でないときなどに選択。
- 未着手→各種事情や中長期的に取り組むべき等との認識から、現在未着手である場合などに選択。
- 検討中→意見について取り組むか取り組まないか検討中の時や、着手済とするほど進捗していないが未着手でも対応予定なしでもない場合に選択。
- 対応予定なし→意見に対応しないと決定した時などに選択。

R4.2月末時点

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
いじめ防止対策推進事業	1	いじめの解決を図る時に、抽象度の高い分析はしてはいけない。細かい分析をしないと子供の性格分析になってしまい、差別偏見を生んでしまう。	完了	いじめの解決については、個々の事案について細かい見取りや聞き取り等を行い、適切に対応することが大切であると認識している。各学校の適時適切な対応により、ほとんどの事案について、解決につながっている。
	2	学級経営の中でいじめの対象となってしまう危険のある「いじめられキャラ」を作るようなことがある。そういったことをなくす検討が必要であり、学級経営の研修が大切である。	完了	いじめの未然防止や早期発見については、児童生徒指導研修会等を通して教職員向けに研修を実施している。学級経営の中で「いじめられキャラ」を作るようなことはしていない。
	3	いじめ防止のための指導は低学年から必要である。人に対してしてはいけないことをできるだけ小さい頃から指導していただきたい。	着手済	小学校低学年から発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力の育成を図るなどいじめ防止のための指導を行っている。
	4	いじめ問題対策連絡会の機能を向上させるため、いじめの未然防止のための方策を提案してもらうことが大事である。	着手済	いじめ問題対策連絡会は、いじめの防止等に関し、学校、地域の関係機関等が連携した取組を円滑に進めるために設置されている。11月25日（木）に今年度の連絡会が行われ、小田原市のいじめの状況についての共有や「いじめの未然防止に向けて」をテーマとした協議を行った。各機関の取組や意見を参考にしながら、今後の連携に生かしていきたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
いじめ防止対策推進事業	5	いじめ問題対策連絡会の中で、家庭の中でのいじめ防止対策について話をしてほしい。	着手済	11月25日（木）に行われた、いじめ問題対策連絡会では、「いじめの未然防止に向けて」をテーマとして協議を行った。少年補導員が行っている、保護者に向けての携帯スマホ安全教室の話題や子どもたちにとって家庭の安定が大切であること等が話題にあがった。
	6	いじめ問題対策連絡会について、役割や組織等を見直していただきたい。	対応予定なし	いじめ問題対策連絡会は、青少年の育成に関する団体の代表者や小中学校の代表者等で構成され、学校、地域の関係機関等が連携した取組を推進していくことを役割としている。いじめ問題に関しては、様々な会議体でそれぞれの役割を果たしながら、いじめの未然防止や早期発見等の取組について対策を推進していくことが大切であると考えている。
	7	いじめ予防教室においては、弁護士だけでなく、OBの先生方や経験値の高い方をお願いする等の方策で回数を増やしていくべき。	着手済	いじめ予防教室は、神奈川県弁護士会が行っている「いじめ予防授業」の内容を、市教育委員会が神奈川県弁護士会に講師を依頼して実施している。 いじめの未然防止に向けては、各学校で必要に応じて経験値の高い講師から講話を聞いたり、様々な関係機関と連携したりしながら、今後も取組を進めていきたい。
	8	いじめ予防教室は小学校5年生及び中学校2年生を対象としているが、先生方が専門家から話を聞き、自分のクラスをどう見ていくのかといった対応が図られれば、いじめの未然防止につながるのではないか。	完了	いじめ未然防止や早期発見のために児童生徒指導研修会等を通して、教職員の意識を高める取組をしている。
	9	いじめ予防教室は、同じ予算で多くの児童・生徒が受講できる工夫が必要である。	対応予定なし	いじめ予防教室は、実際のいじめ事案を扱うなど、弁護士の立場から直接話をしていたことで児童生徒の心により響く内容となっている。大きな会場で一斉に聞くことや、リモートでの授業では、効果が落ちると考えられるため、形式を変更する予定はない。
生徒指導員派遣事業	1	この予算では生徒指導員の生活をカバーするのは難しいにも関わらず、求められるものが多い。	対応予定なし	授業を担当しないものの、多岐に渡る対応を求められる生徒指導支援にあたるため、予算として時給単価は他の会計年度職員より高額であるが、生徒指導員の生活をカバーすることについては難しいことは承知している。
	2	配置の理由に学校規模等があるとのことであるが、例年同じ中学校に配置されているということは、効果がないと捉えられてしまうのではないか。	着手済	生徒指導員の配置によって、効果的な生徒指導体制が構築できていると考えている。学校の状況に応じ、 <b>配置校を決定していく。</b>
	3	年度ごとに生徒指導員の配置を考えているということであるが、年度途中に配置を希望する学校もあると思う。柔軟な対応をお願いしたい。	着手済	基本的に、学校規模や生活の状況等を考慮して配置していくが、年度途中の配置希望については県費非常勤講師の配置とあわせて調整している。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
情報教育の推進	1	端末の貸出や使い方にはまだ課題があるが、どんどん使えるようにしたほうが良い。	着手済	学校でのICT活用を進めることが、家庭でも有効に活用することにつながると考えている。令和4年度以降は家庭での活用も可能となる環境を整えていく。課題については今年度中に作成する予定の情報モラル教育の手引きの中で整理していくこととしている。
	2	インターネット上にある膨大な知識の中から必要なものを取捨選択し、その知識をどのように留めていくのかということに注意を払っていく必要がある。	完了	各校では児童生徒が主体的に学習に取り組む中で生きて働く知識・技能を身につけることができるよう、授業改善を図っている。ICTを活用した教育においても知識を集めるだけでなく、それぞれの学びの中で適切にインプット・アウトプットができるようにする必要がある。教員研修や学校訪問を行う中で各校へ指導している。
	3	特に支援の必要なお子さんには、進みが早くスムーズにできないため、留意すべき。	完了	配慮が必要な児童生徒に対しては学校生活の他の場面同様、適切な支援が必要であると考えており、状況に応じて必要な支援を行っている。
	4	ICT教育については、できる子できない子の格差が生じないようにしてほしい。	完了	操作等が苦手な児童生徒を含め、どの児童生徒も個別最適な学びが実現できるよう、教職員の研修やICT支援員の活用、情報提供等のサポートを行っている。
	5	ICT教育が目標ではなくて、今までの教育実践の上にあるものであり、知識・能力を高めるツールとしていくことが大切。	完了	ICTを活用した教育が児童生徒の資質・能力をより確かに育成するためのものであることは導入前から繰り返し学校へ伝えている。
	6	校内においては、システムに堪能な職員がイニシアチブをとるのではなく、校長・教頭がリーダーシップをとり、ITの推進チームを作っていくことが大切。	完了	ICTを活用した教育については、教育研究所長が全校を訪問して、考え方や推進体制の構築について校長に指導をするとともに、連絡調整会議等において適宜情報提供をしている。また、令和3年度は小中教頭会において計3回指導主事が講話を行う予定であり、同様にICTを活用した教育の考え方や校内の推進体制構築について指導をしている。
	7	教科の中に情報リテラシーやメディアリテラシーを埋め込んで、特別活動等でリテラシーを育てていくことが有効ではないか。	着手済	情報モラル教育の充実は今後重要なことであると捉えている。年間計画を作成し、計画的に児童生徒への指導を行うとともに、家庭の活用場面で適宜指導していくことが必要であると考えている。これまでも各校に国や県の資料について情報提供をしているが、令和3年度中に静岡大学の塩田准教授に指導いただいて本市の考え方を整理し、情報モラル教育の手引きを作成する予定である。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
ICT教育推進事業	1	「ICT教育推進事業」ではICTの教育を推進すると誤解されるので、「ICTを活用した教育の推進事業」などに事業名を変更した方が良い。	着手済	第6次総合計画との整合を図り、令和4年度から「ICT活用教育推進事業」に名称を改めることとしている。また、各校への通知や研修等の中ではすでに「ICTを活用した教育」としている。
	2	児童生徒の個別端末については、セキュリティやネット環境などの課題があるが、自宅に持ち帰り、家庭学習にも活用できるよう検討を進める必要がある。	着手済	令和4年度から学習用端末を家庭でも活用できるよう、アカウントにかけるフィルタリングソフトの導入や通信環境の無い家庭への支援、情報モラル教育の充実について進めていくこととしている。
公立幼稚園教育推進事業	1	公立幼稚園が、子育て支援の拠点としての役割を十分果たしていない。	着手済	市の子育て支援センターのうち、市立幼稚園に近いセンター3か所（いずみ・マロニエ・こゆるぎ）を幼稚園職員が訪問して子育て支援を行っている。今後とも、子育て支援センターと連携を図りながら、子育て支援の向上に努めていく。
	2	公立幼稚園の職員は、保育者としてのノウハウや知識が多い。保育の質を高めるためのけん引役になるので、人材を残さなくてはならない。	着手済	公私幼保の意見交換会で公立園の取組を紹介するなど、公立園のノウハウを市全体に共有するよう努めているとともに、人材の継承、育成に努めていく。
	3	園の統廃合について、少人数での学級編成が子供にとって良くないことは理解されても、地元の園を閉園することについては気持ちの問題が残る。いずれにしても丁寧な説明が必要である。	着手済	前羽幼稚園と下中幼稚園を統合して下中幼稚園現地に認定こども園を整備することについて、地域説明を続けている。学校は地域にとって思い入れのある施設であることから丁寧な説明に努めていく。
	4	認定こども園の計画がある場合、園児数の減少による統廃合の必要性だけでなく、認定こども園になることのメリットを示していく必要がある。	着手済	認定こども園をイメージできる資料を用いて地域説明を行っている。 1月29日、30日、2月2日、3日の4日間、橘地域で住民説明会を実施する。
	5	公立幼稚園は、私立も含めた幼稚園のあるべき姿に向けてリードしていく役割があることを認識するべき。	着手済	私立幼稚園とは情報交換を行うなど連携を図っている。公私幼保の意見交換会では、公立園の取組を紹介する以外にも、私立幼稚園での取組を紹介するよう促している。市内の各施設が互いの取組を発表するなどして、市全体の幼児教育・保育の質の向上を図っていく。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
公立幼稚園教育推進事業	6	統廃合による認定こども園化を進める際には、車通園、園バスなどを検討するべき。	着手済	認定こども園整備担当課の保育課にて検討中である。
	7	個に応じた見取りができるように、研修をしっかりと進めるべき。	着手済	園児一人ひとりへの個に応じた対応がますます求められる中、今後の公立幼保間の研修等のテーマ設定において、検討していく。
	8	インクルーシブな就学前教育・保育の環境づくりを柱とした研修を進めるべき。	検討中	支援を要する園児への対応がますます求められる中、今後の公立幼保間の研修等のテーマ設定において、検討していく。
	9	公立幼稚園の効率的な縮小は進めていただきたいが、支援教育の充実は拡大していただきたい。	着手済	園児数が極めて少ない前羽幼稚園は、保護者、地域との話し合いを踏まえ、令和4年4月から当分の間、休園する。 他の公立園でも園児数は減少しているが、支援を要する園児の割合は増えている。 こうした園児の受入体制の拡充やノウハウの蓄積や民間施設との情報共有などを通してインクルーシブな環境づくりに努めていく。
	10	障がい児対応保育者は適正配置をするべき。	着手済	支援を要する園児に対応する介助教諭は幼稚園教員免許を求めており人材確保の課題はあるが、必要な予算の確保を含め、適正配置に努めていく。
支援教育事業	1	個別指導員は、指導上困難な児童のいる学級に派遣し、今後の支援の在り方についてを助言する役割を担っているが、ベテランの職員が退職していく中、個別指導員を手厚くするべき。	着手済	指導経験や相談経験の豊富な個別指導員からの、支援の仕方や校内体制等についての適切な助言や指導は大変有効であり、これまでも学級の状況や学校の要望などに応じて、個別指導員を学校に派遣している。今後も、派遣日数を増やすなどして対応していきたい。
	2	教員の補助者としての個別支援員の果たす役割は大きいと感じる。継続雇用が望ましいことから、人事評価でしっかりと評価するべき。	着手済	個別支援員の人事評価は、令和2年度より、市の会計年度任用職員に係る人事評価制度に基づき実施している。今後も、年に一度、校長と連携しながら適切な評価の実施に努めていきたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
支援教育事業	3	個別支援員のスキルアップや子供の安定のために、継続雇用を進めてもらいたい。	完了	本人の意向をもとに、校長と確認しながら配置を決めている。個別支援員の資質向上や児童生徒への適切な支援のため、継続配置ができるように配慮している。
	4	特別支援学級に通っている子供がどれくらい伸びたのか、本人、保護者、学校が共有できる仕組みがあると良い。	完了	子どものより良い成長に向けて、目標や指導支援内容等を計画するものに個別の指導計画がある。年度初めに、保護者と担任で本人の状況を確認し、話し合いながら、本人に合わせた個別指導計画を作成し、学期ごとに振り返りながら子どもの成長を通知表等で共有している。
	5	支援が必要な子どもの保護者がグループを作ることにより、情報共有ができたり、保護者同士が支え合う仕組みができると良い。	対応予定なし	子育ての不安や悩みなどを抱えている保護者が情報共有できるグループについては、小田原市周辺に多くの団体があることは承知している。また、市内の施設において、保護者同士が気軽に話せる場を提供している所もあると伺っている。今後、他課と連携しながら情報提供していきたい。
	6	特別支援学級においては、個別支援員の配置等で手厚く支援をしているが、通常の学級での支援を手厚くしながら、通常の学級と特別支援学級を分けてしまうのではなく、通常の学級と特別支援学級を上手く行き来できるようにすべき。	着手済	インクルーシブ教育の推進に向けて、本市では「ともに学び育つ」ことについて積極的に取り組んでおり、その一つとして特別支援学級在籍の児童生徒が通常の学級へ交流することを進めている。今後も様々な学びの場で、児童生徒が豊かな学びができるように交流を推進していきたい。
	7	支援教育については、ニーズに応じて拡大していただきたい。その際、支援員の資質向上について、充実させていただきたい。	着手済	個別支援員を対象に、研修会を年2回実施している。今後も研修内容等を吟味し、個別支援員等の資質向上に努めていきたい。
実通特 事級別 業指支 導援 教相 室談 充・	1	特別支援相談事業については、工夫して実施していただきたい。	着手済	特別支援教育相談員が子供や保護者、教職員の相談を受けるとともに、令和2年度から心理相談員が小学校を巡回訪問し、児童を丁寧に見取り、支援方法等について学校と一緒に考え支援に生かしたり、保護者に伝えたりしている。これからも、学校と連携しながら、適切な支援につなげられるように努めていきたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
日本語指導協力者派遣事業	1	支援を必要としている児童・生徒に対して、1回あたり1時間、月2回程度では不十分ではないか。	着手済	支援を必要としている児童生徒に対して、一人あたり年間23回を上限として派遣している。 日本語指導協力者の方に、年間の上限回数を考慮に入れて、内容を工夫して指導していくよう依頼するとともに、支援が必要な場合は、児童生徒の状況とニーズに合わせて回数を調整することで、適切な支援につなげられるよう努めていく。
	2	謝礼での対応であり、ボランティアでの協力が多く感じる。正規職員として採用し、手厚い支援をするべき。	完了	日本語指導が必要な児童生徒の母国語は多岐にわたり、市全域に40人程度の児童生徒が在籍している。そのすべての児童生徒のニーズに応えるためには、多くの職員が必要となり、正規職員として採用することは難しいと考えている。今後、日本語指導協力者の増員や派遣回数の引き上げなど、手厚い支援に向けた取組について検討してまいりたい。
	3	小学校高学年になると、外国につながるのお子さんにとっては、だんだんと難しくなる。日本語指導協力者等の増員と配置日数を増やすべき。	着手済	外国につながりがあり、日本語指導を必要としている児童生徒は、県内では増加しているが、小田原市内ではここ数年、年間40人前後で推移している。 また、児童生徒の指導開始年齢が上がるにつれて、日本語指導の回数を増やす必要性があると考えている。今後、日本語指導を必要としている児童生徒の人数増などが生じた場合、日本語指導協力者の増員や児童生徒の状況とニーズに合わせた回数の調整等により、適切な支援につなげられるよう努めていく。
	4	切れ目のない支援が大切なので、支援を必要としている子供たちの能力をあげていくことは大切。学校と連携をとって支援をしてほしい。	完了	外国につながる児童生徒の、学習面等での不安がより軽減されるよう、指導後に学校から提出される報告等で児童生徒の状況を把握し、適切な指導につながるようにしている。また、児童生徒が進級する際には、支援シートを利用するなどして、継続的な支援ができるよう努めている。